

| 改正後 | 現行 |
|-------|--|
| (2) 略 | <p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員雇上費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分及び基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家家庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定員50人以上）の家家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</p> |
| (3) 略 | <p>(3) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。</p> |
| (4) 略 | <p>(4) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p> |
| 3 略 | <p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(22)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p> |
| 4 略 | <p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 略</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 略</p> | <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p> |

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|-----------|--|------------------------------------|---------------------------------|--|------------------------------------|---|--------------|
| 費目の種類第1欄 | 支弁対象児童等第2欄 | 経費の使途第3欄 | 各月の支弁額の算式第4欄 | 費目の種類第1欄 | 支弁対象児童等第2欄 | 経費の使途第3欄 | 各月の支弁額の算式第4欄 |
| 15 事務費 | (1) 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。） | 施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費 | (1) 次のアからツまでにより算定した額の合算額 ア 略 | (1) 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。） | 施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費 | (1) 次のアからツまでにより算定した額の合算額 ア 乳児院、自立援助ホーム及びファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、自立援助ホーム及びファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）） 算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数〕＋2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数＋3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数 算式(3) その施設の月額保護単価×その施設のその月初日の現員（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所 | |

| 改正後 | | | | 現行 | | | |
|----------------------|------------------|----------------|--------------------|----------------------|------------------|----------------|---|
| 費目 の種 類第 1欄 | 支弁対象児童等 第 2 欄 | 経費の使途 第 3 欄 | 各月の支弁額の算式 第 4 欄 | 費目 の種 類第 1欄 | 支弁対象児童等 第 2 欄 | 経費の使途 第 3 欄 | 各月の支弁額の算式 第 4 欄 |
| (1) 事務 費 | | | イ 略 ウ 略 | (1) 事務 費 | | | からの補導委託児等があるときは、 その数を控除した数) 算式(4) その施設の月額保護単価×その施 設の定員(その月初日において私的 契約児があるときは、その数を控除 した数)×支弁率 その支弁義務者の支弁すべき その月初日の措置児童数等又は世 帯数 その施設その月初日の総措置児童 数等又は世帯数 算式(5) その施設の月額保護単価×その協 定人員(その月初日において私的契 約者があるときは、その数を控除 した数) イ その月初日において、児童養護施 設に乳児、1・2歳児又は年少児が それぞれ入所している場合には、次 の算式により算定した額。 算式 乳児、1・2歳児又は年少児加算分 月額保護単価×その月初日の乳児、 1・2歳児又は年少児数 ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院が 寒冷地手当支給規則の一部を改正す る省令(平成16年総務省令第129号) の施行(平成16年10月28日)前の寒 冷地手当支給規則(昭和39年総理府 令第33号)別表第1に掲げる旧5級 地である地域に所在する場合であつ て、その月初日においてボイラーを 有し、かつ、ボイラー技士がおかれ ている場合又はその他の地域に所在 する場合であつて、その初日におい て「ボイラー及び圧力容器安全規則」 (昭和47年労働省令第33号)第1条 第1号に規定するボイラーを設置 |

改正後

現行

| 費の類 目 種 第 1 欄 | 支弁対象児童等 第 2 欄 | 経費の使途 第 3 欄 | 各月の支弁額の算式 第 4 欄 | 費の類 目 種 第 1 欄 | 支弁対象児童等 第 2 欄 | 経費の使途 第 3 欄 | 各月の支弁額の算式 第 4 欄 |
|------------------------------|------------------------|----------------------|--|------------------------------|------------------------|----------------------|--|
| (1) 事務費 | | | エ 略 オ 略 カ 略 キ 略 ク 略 ケ 略 | (1) 事務費 | | | <p>しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー、技士免許を受けた者がかつ、技士免許を受けておらず、かつ、ボイラー、技士1人の雇上費と算式により算定した額。</p> <p>算式 ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された額。</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p> <p>算式 特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された額。</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親が定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数。</p> <p>カ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 看護師加算分保護単価×アの算式により算定した額。</p> <p>キ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 小規模グループケア担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した額。</p> <p>ク 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した額。</p> <p>ケ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> |